加茂商工会議所 会 員 情 報

加茂市幸町2-2-4 TEL52-1740 FAX52-4100 URL http://www.kamocci.or.jp/ E-mail info@kamocci.or.jp（代表）

NO.402 号／R4.5.23 発行

事業復活支援金 期限延長のお知らせ

○申請期限　６月１７日(金)まで

○事前確認　６月１４日(火)まで

※申請IDは5月31日(火)までに取得してください

申請予定の方はお早めに必要書類を準備して申請してください。

◆差額給付の申請開始　６月１日(水)～

【差額給付とは】

対象月の減少が **30%以上 50%未満の区分で初回給付を受けた方**に対して、対象期間のうち**初回給付の対象月の翌月以降かつ初回給付の申請を行った日を含む月以降のいずれかの月であって 50%以上減少した月が存在する場合**に限り、その月を対象月とした支援金を給付するものです**対象となる可能性のある方は、マイページ上に差額給付の申請ボタンが表示**されますのでご確認ください

【給付要件】　　※以下の要件にすべて該当する場合、申請が可能です。

□事業復活支援金の初回給付を受けたこと。

□初回給付において、対象月の月間事業収入が、基準月の月間事業収入と比較して３０％以上５０％未満の減少であったこと。

□差額給付において、対象月の月間事業収入が、基準月の月間事業収入と比較して５０％以上減少していること。

□差額給付において、月間事業収入の減少が、初回給付の申請を行った時点で予見されなかった新型コロナウイルス感染症影響を受けたことにより、自らの事業判断によらないで生じたものであること。

□差額給付において、対象期間のうち、初回給付の対象月の翌月以降かつ初回給付の「申請日」を含む月以降のいずれかの月を対象月とすること。

【申請期間】令和４年６月１日(水)～６月３０日(木)

※６月１日以降に初回給付分を受給された方は受給した日の翌日から３０日間。

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52 1740 （担当／明間、大橋）まで。